



議会報

ならは



「今が旬、ジャガイモを収穫しました。(7/9:あおぞらこども園)」

■ 平成25年6月定例会 6/12(水)～14(金)

- ▶ 6月定例会で議決されたこと……1～2ページ
- ▶ 町政諸般報告……………3ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………4～14ページ
- ▶ 全員協議会……………15ページ
- ▶ 臨時議会……………16ページ
- ▶ 要望回答……………17～19ページ
- ▶ 議会のうごき……………20ページ
- ▶ 委員会のうごき……………21～22ページ

平成25年

第161号

8月1日
発行

平成25年
6月定例会

6月定例会で議決された

《会期 平成25年



平成25年6月定例会（檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室）

◆提出された案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

案 件	件 数
平成25年度補正予算	2 件
報 告	4 件
条 例 の 改 正	2 件
議 案	1 件
同 意	2 件
発 議	1 件
請 願	1 件
計	13 件

平成25年度補正予算

【一般会計予算（第2号）】

歳入歳出予算に225,739千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ9,215,715千円とする。

【下水道事業特別会計予算（第2号）】

歳入歳出予算に74,728千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ1,017,528千円とする。

報 告

平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算書

ノートパソコン購入事業・ホールボディーカウンター設置環境整備事業・学校等公共施設除染実施業務委託・生活環境整備事業・防災集団移転促進計画策定業務委託・復興まちづくり計画策定・中央台仮設校舎図書室設置工事・東日本大震災災害復旧事業・インフラ復旧調査委託・向ノ内・篠柄線道路災害復旧工事・狐久保線地質調査委託・北小学校災害復旧調査委託・総合グラウンド災害復旧調査委託・庁舎災害復旧調査委託・町営住宅災害復旧調査委託・集会所災害復旧調査委託・商工会館災害復旧調査委託・松ノ口住宅団地地質調査委託・保健福祉会館災害復旧調査委託・デイサービスセンターやまゆり荘災害復旧調査委託・北児童館災害復旧調査委託・南児童館災害復旧調査委託・老人憩いの家災害復旧調査委託・診療所災害復旧調査委託 計24事業
【翌年度繰越額 348,870,000円】

平成24年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

南地区浄化センター水処理設備更新工事委託・北地区浄化センター汚泥管理棟建設工事委託・北地区浄化センター災害復旧工事委託・管渠災害復旧工事・水道施設移設工事負担金 計5事業
【翌年度繰越金 1,121,465,000円】

平成24年度一般会計継続費繰越計算書

復興計画推進事業
【次年度通次繰越額 20,400円】
中学校校舎改築事業
【次年度通次繰越額 1,367,370,403円】

平成24年度下水道事業特別会計継続費繰越計算書

北地区浄化センター汚泥処理施設建設工事委託
【次年度通次繰越額 27,000,000円】
南地区浄化センター災害復旧事業
【次年度通次繰越額 268,000,000円】

事項についてお知らせします。

6月12日(水)～14日(金)の計3日間

条例の制定

◎檜葉町体育指導委員設置条例等の改正

スポーツ振興法改正によるスポーツ基本法公布に伴い、関係条例の用語等を改正。【全員賛成】

◎檜葉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正

檜葉町体育指導員設置条例の改正に伴い、本条例の改正の必要が生じたため。【全員賛成】

請 願

放射能汚染地域内の農地等を有効活用する為の特例法制定に関する請願書

◆結果：不採択【採択3・不採択9】

〔審査における意見〕審査の結果、請願の趣旨は十分に理解するものであるが、檜葉町の復興計画において、農地の再生を最優先し、太陽光発電について、公共施設の屋根や斜面等を利用したスマートコミュニティの整備が掲げられていることに鑑み、不採択と決した。

議 案

損害賠償の額を定めることについて

物損事故による損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13項の規定による案件。【全員賛成】

同 意

檜葉町監委員の選任

	氏 名	行政区
(再任)	箱崎 豊 氏	上井出

【賛成多数（賛成11・反対1）】

固定資産評価審査委員会委員の選任

	氏 名	行政区
(新任)	渡邊 正尉 氏	上井出

【全員賛成】

発 議

議員派遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定による議員派遣の発議。(福島県広報研修会)【全員賛成】

現職議員による定例会は、この6月定例会をもって最後となりました。



集合写真【平成25年第4回6月定例会】

＝ 町 政 諸 般 報 告 ＝

6月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

報告 1

『町商工の動向』

4月末現在の会員数228事業所で震災前と同水準。業種別では建設業・サービス業が増加、製造業・小売業が減少傾向にある。

取り組みとしては、仮設住宅内に仮設店舗を設置し、避難住民の利便性の向上とコミュニティの醸成に貢献している。また、町内においては、除染・復旧関係の事業所として、建設会社・ガソリンスタンド・輸送会社等が再開、生活関連では、金物・畳・木工所・石材店・生活用品店（ブイチェーンネモト）等が再開している。

報告 2

『きずな再生電子回覧板事業』

タブレット端末を活用し、4月上旬よりスタート。配布対象3,900世帯のうち78%から申し込みがあり。6月上旬までに3,000世帯に配布完了。65%前後の稼働率となっている。

配布後のサポート状況は、専用のコールセンターを設置し、電話での問い合わせに対応、4月からはいわき市内の仮設住宅・借り上げ住宅や福島市・郡山市を含む14か所で操作説明会を開催。6月からは仮設住宅の個別訪問も実施している。

報告 3

『除染の進捗状況』

進捗率は、住宅地が53%、農地は63%、森林が65%という状況。平成24年度分は平成25年度まで期間を延長し実施しており、作業員は平成25年度分と合わせて5月末で約3500名余りが作業に従事している。

また、今年に入り2件の死亡事故が発生し、環境省より事故の検証結果と再発防止策の説明を受け、作業は再開しているが、作業員の健康管理や作業の基本的事項の厳守と再発防止対策の徹底等を環境省に強く申し入れた。

なお、今後の帰町判断には、除染の効果が大きく影響するものと考えており、きめ細やかな効果の見える除染を国へ要望している。

報告 4

『檜葉町農業復興組合』

農業復興組合は、5月16日に第1回総会が開催され事業がスタート。除染が終了した農地の内、営農再開の見込みのある農地について、営農が再開されるまでの間、農地の保全管理に取り組む。

報告 5

『モックアップ施設の立地』

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に係る遠隔操作機器・装置の開発実証施設（モックアップ施設）の立地について、5月22日、国の廃炉対策推進会議において、檜葉町工業団地内の2区画合計約3万㎡の敷地が立地地点として決定。

町として、本事業には用地確保を含め全面的に協力していきたい。

◆◆お詫びと訂正◆◆

前号160号の町政報告の『報告7 東日本大震災犠牲者追悼式』の記事において、式場が「天神岬スポーツ公園内」と誤って記載されておりました。

正しくは「檜葉町役場3階大会議室」となりますので、お詫びの上、訂正いたします。



◆被災家屋の復旧費用の 支援策等について

問 長期避難に伴い多くの住宅は、雨漏り、ネズミ等による住宅劣化が著しく修復に多額の費用がかかる。

東電が示す財物賠償は、避難期間に応じた固定資産税評価額に基づく賠償額であり、これを修繕費用を充てると生活再建が困難な町民も多い。

また、修繕の有無により賠償額に差が生じ、町民間に不公平感がある。

これを是正するため、町としての救済策が必要と考えるが。

答 (町長) 町民の実情を踏まえ、国等へ新たな財政措置や制度構築がされるよう要求していく。

◆賠償に係る請求未了町民の 支援対策等について

問 賠償に関する認識不足や病気などの諸事情から平成25年5月末時点で、町民の4.6%、377人が賠償請求をしておらず、民法における損害賠償請求権の時効は3年であり、時効が成立し、賠償請求権を失うことも懸念される。町民の財産を守るため請求未了者への支援策はど

のようにするのか。

答 (町長) 未請求者の氏名等について、個人情報保護法により入手できないが、当面はタブレット等を活用し支援を行いたい。

◆営農再開に向け畑地等の 保安全管理について

問 国による水田除染進捗率は63%と行政区によっては、ほぼ除染作業が終了。

除染後の水田は、県の営農再開支援事業を利用した、町農業復興組合による保安全管理事業が6月からスタートし、成果を上げつつあるが、畑は対象外であり、これを放置すれば荒地地になってしまうため、畑地の保安全管理についても営農再開に向けた取り組みが必要と考えるが。

答 (町長) 畑地の保安全管理については、町民個別による聞き取り調査を進め、酪農も含め経営の再開支援を検討中であり、早期実現に向け対処したい。

◆水産振興の具体的な道筋に ついて

問 町内には阿武隈山系から麓に広がる自然豊かな木戸川・井出川等の水系あり、この原風景は本県有数の自然の財産と認識している。

しかし、東日本大震災による地震・津波・原発事故という複合災害による復旧作業の大幅な遅れもあり、あの美しかった河川は崩壊寸前にある。

また、生息する魚類の生態系も大変厳しい状況下であり、早急な町内の水系魚類の生息調査

と水系再生に向けた内水面漁業振興策こそが「ふるさと再生」の大きな試金石と考えるが。

答 (町長) 水系川床の砂泥等の汚染状況モニタリングを継続実施しながら鮭や鮎の放射性物質の影響を調査し、鮭の放流事業の実現を目指すなど水産業再生に取り組みたい。

◆中高一貫構想の今後の 対応方針等について

問 小中学校を再開した広野町・川内村とも就学率が大きな問題となっており、当町も、平成27年春には檜葉での学校再開を目標としている。

しかし、いわき市中央台仮校舎での就学率、保護者アンケート調査結果等から、果たしてどのくらいの子供が再来年に地元の学舎に戻ってくるのか見当もつかない状況にある。

子ども達がいなければやがて地域消滅につながるの明白であり、今後、子供たちを呼び戻す行政施策が町復興の大きなキープポイントと考える。

こんな中、中高一貫構想を含む双葉郡の教育復興ビジョンを検討する「教育復興に関する協議会」において中高一貫校の設置方針を正式決定したが、これについて、町として今後の対応方針はどのようにするのか。

答 (町長) 双葉郡8町村が一致し、現在、議論の詰めを行っており、今後、町としての必要な取り組みを進めたい。



◆町民が帰町するための
防災計画の見直しについて

問 防災計画の見直しについて。

答 (町長) 福島県の防災計画を基本として、町の計画は避難指示の継続する現在の状況を踏まえた暫定的な修正を行う予定である。

問 復興計画第2次の5-1「災害に強い人づくり、仕組みづくり」とあるがどのようなことか。

答 (復興推進課長) 今回の教訓を得て、町民一人ひとりが危機感を持つこと、緊急時における避難体制の仕組みなどを重要な課題として位置づけている。

問 災害に強いまちづくりとは。

答 (町長) 津波防災地域づくり総合推進計画を大きな柱とし、避難ルートを検証や堤防・浜街道のかさ上げなど、福島県が示すハザードマップとのすり合わせを行い、年内には計画を策定させたい。

問 災害の教訓・伝承・発信について。

答 (町長) 苦しい経験を無駄にすることなく、記録し、後世に伝えていくため、現在、災害記録の収集を進めており、災害の教

訓・復興記録等の策定に取り組んでいる。

問 帰町する若い人が不足し消防団などが機能するのか。

答 (町長) 町消防団の再構築を図ることが重要であると認識している。福島県の被災消防団の再構築支援を受けつつ、町民の安心・安全のため鋭意努力する。

問 安定ヨウ素剤は怎么样了のか。

答 (環境防災課長) 国、県の防災対策指針の中で記載されており、この様なことも踏まえながら、今後対応したい。

問 災害の前と後の状況について

答 (生活支援課長) 震災時、ヨウ素剤も避難所に持ってき、各避難者へ配布、使用時期に苦慮し国・県に確認したが確かな返答は一切なく、結果、使用することなく、避難者各個で廃棄していただくこととなった。

(環境防災課長) 今後は住民の安心・安全を確保するため、指針等も踏まえて準備したい。

◆帰町の取り組みについて

①賠償について

問 隣接町と比較して町民が不利益にならない対策は。

答 (町長) 国では基準等に基づいた対応と言っても、本町が不利益を被っているという印象を持たれるということは、復興の歩みの妨げになる。一貫して旧警戒区域の全損一括賠償を求めていく。

問 3月定例会時において、富岡町と同等の賠償をされるという認識で調整に入っているとの答弁であったと思われるが、6分の5一括払いでは生活再建が出来ない。今現在はどうのような状況になっているのか。

答 (町長) 隣接町は6分の5で応じてしまったということであり、旧警戒区域内は全損扱いとすべきであり、今後も要求していきたいと考えている。

問 今後賠償はどうなるのか。生活再建できるだけのものを一括支払いしてもらえるのか。

答 (町長) 賠償では認められない部分について、違うスキームの中で認めさせるような行動もあわせてとっていききたいと考えている。

②保管庫が町民の帰還意欲を失わせてはいないか

問 若い人たちの帰町に強く影響を与えるものと思うが、どのような制度・政策をもってクリアするのか。

答 (町長) 施設の構造や安全性、廃棄物の移動方法なども踏まえ、町としての保管庫の定義を法制化し、最終処分場の具体的な早期の取り組みを引き続き国へ要望していく。

③雇用について

問 働き場・雇用について

答 (町長) 樹木の再生を図るうえで最重要課題の1つ、被災事業者が直面している課題及び事業再開の指標となる問題は、商工会と連携し、支援し、風評被害対策新規企業者の発掘など対処していく。



制の強化が図られると考える。

問 以前から、町長は全損一括賠償と言われていたが、現在の請求内容と程遠い。申入れは成立しなかったのか。

答 (町長) 警戒区域は全損扱いとすべきと要望してきたが、国からは明快な回答が出されておらず、賠償指針に基づく財物賠償手続きが始まっている。引き続き、国・東電へ粘り強く交渉してゆく。

問 帰還後の医療体制確立への期待が大きいが。

答 (町長) 町民が安心して暮らすためには、医療の確保は最重要課題であり、医院等も再開に向けた準備をしていると聞いており、町として必要な支援を行っていく。

問 食物等のモニタリングを個人が測定出来るシステムづくりの考え方はあるか。

答 (町長) 装置は精密機器であり、現時点で個人の測定は難しい、今後の検査需要を見極めながら検討したい。

問 インフラの復旧及び復興公営住宅の整備計画は。

答 (町長) 町道は、51路線の内15路線が完了。残り36路線も12月末頃完了予定。津波被害17路線は、26年3月完了予定だが一部次年度にずれ込む可能性もある。

下水道は、管渠が9月頃に復旧、南浄化センターは26年3月完了予定で、本年9月には仮設による一部運転を再開。

上水道は、津波被災地を除き本管は95%復旧。

復興公営住宅整備は、賠償指針により用地交渉ができない状態だが、計画としては、26年度着工、同年度末に入居予定。

問 追加被ばく線量を含め、事故前と合わせ、0.15μsv/hにするこ

とが出来るか。

答 (町長) 除染計画では、長期的目標値を年間追加被ばく線量1msvとしており、現在目標に向け除染を行っているが、科学的根拠に基づく安全と個々の安心の基準に違いがあり、正しく怖がることも一考されることと思われる。

問 雇用の場の創出と製品・産物等の風評被害対策は。

答 (町長) 町では、町民・地元企業が共同する「まちづくり会社」の設立を目指しているが、風評被害も重要な課題と認識しており、正しい情報の発信、安全性のPRに努めたい。

問 27年度より営農再開の予定だがその方策と農機具流失への支援策は。

答 (町長) 波倉から山田浜の農用地は8月完了を目指しがれき撤去が進められ、その後、本格除染を実施。同時に被災調査に入り農地復旧に努める。農機具流失への支援は、課題などを整理し、検討したい。

問 小学校の統合、中学校改築、中高一貫についての進捗とその考え方。

答 (町長) 就学児童の減少から、学校統合の話が聞かれるが、今後保護者の方々と話し合いながら検討してゆきたい。

中高一貫は、現在、詰めを行っている状況、復興ビジョンを取りまとめた後、必要な検討を進める。中学校は、現在建築中。

問 買い物にも不便、医療施設もなく、若者は帰らず、高齢者は車の運転も出来ず、分散型の生活形態では復興も思うように進まないと思える。更なる、徹底除染を望みたい。

答 (町長) 町民が帰町する条件は、放射線量低減が最も多い、除染効果が帰町意欲に大きな影響を及ぼす、徹底除染を引き続き国へ要望していく。

問 除染の遅れや放射線の軽減が期待できない中、子供を抱える方は帰町の判断が出来ない。

答 (町長) 除染は、24年度分の作業に遅れが生じ25年度まで延長して実施している。25年度の計画は、履行期限が厳守されるものと認識している。

また、住民の方々が線量計で測定した結果、国の目標値を下回っていないとの意見が多く、町民の帰町判断に大きく影響する。除染効果の評価は、25年度の生活圏除染終了時点で行う予定だが、復興計画では26年春に帰町判断としているので、町民の判断を阻害することがないように国へ要望する。

問 除染作業中の2件の人身事故は、除染の遅れに輪をかける結果になった。その点について町の対応は。

答 (町長) 極めて重大な事故であると認識している。夏場となり作業が重複する時期であり、熱中症対策はもとより作業員の健康管理、労務管理、監視監督の強化を国、事業者へ申し入れた。

問 第一、第二原発の安全管理の徹底について、監視体制強化策は。

答 (町長) 県は安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報を共有することを目的に「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」を設置。また廃止等に向けた国等の取組として、関係13市町村住民で構成する「安全監視会議」の設置を進めており、監視体



◆廃炉工事に對する町の対応について

問 国・事業者において通常デコミッションングと言われている廃止措置についてどんな種類があるのか。

答 (環境防災課長) 承知していない。

意見 日本の原子炉政策は、リブレースが基本。世界的には、取り壊さず、燃料を取出し、除染し、半減期を待つというものもある。

そこで、第一と第二についてだが第一は解体、撤去、更地までは3・40年と言われている。廃炉はローテクノロジーで、金と時間と人手をかければできるが、40年先、廃炉に何十兆円を国がつぎ込むことはほぼ不可能ではないかと思う。

第二は、廃炉にするか不明だが、廃炉の際は、解体、撤去、再利用という形になる。明快な答えがなかったのが、参考意見として認識していただければと思う。

問 モックアップ施設とはどのようなものか。原発の現場の利用状況はどうか、その規模や町民に与える影響はどうか

答 (町長) 第一原発廃炉に向けた実証研究施設であり、廃炉対策推進会議においてモックアップ施設の立地場所の要件が示され、これを基にJAEAは候補地を検討、楢葉町内の地点を選定。町としてはこの施設が核となり、関連産業の

集積と雇用の場が確保され、研究者など多くの方が訪れることを目指し取り組む考えである。

問 第一原発内にある同様の施設では、雇用はゼロだが。

答 (町長) 大きな雇用は、期待できないと感じているが、模擬プラントの建設事業については雇用の期待ができる。当該施設だけではなく、例えば廃炉に向けた資機材等の生産などの視点もある。

問 モックアップ施設では、放射性物質を使わないとされているが。

答 (町長) 詳細については、JAEAにおいて進めている状況。

◆町村合併について積極的に取り組むべきではないか

問 町村会等で話題になっていれば示していただきたい。

答 (町長) 町では他町村の長期避難者などの受け皿となる住環境の整備を推進し、双葉郡を維持しつつ、各町村がそれぞれの状況に応じて、互いに役割分担をしていくことが賢明であるという提案をしているが、町村会では、町村合併の議論はなされていないと認識している。

問 若者が住まない町になっては、町の存続は難しい、積極的に町村合併を提唱すべきではないか。

答 (町長) 町村会などの場で双葉郡の将来像、ランドデザインを共に描いていくことを提案していきたい。

問 南双葉の年間1ミリシーベルト以下のエリアにインフラを整備し、郡内の若者の定住を促すべきではないか。

答 (町長) その様なことも踏まえまとめ上げていきたい。

◆町の放射線管理について

問 町内で働く、除染関連を除いた労働者の被ばく管理は。

答 (町長) 事業主の責任で従業員の被ばく管理をお願いしているところだが、線量計による空間線量率の把握や、定期的な内部被ばく検査による健康管理が必要であると考えている。

要望 町において除染前に瓦等の修繕を行う際のアドバイス等を行っていただきたい。

問 一般町民の被ばく管理は。

答 (町長) 24年度末より外部被ばく線量を累積するガラスバッジの貸し出しを開始。内部被ばくについては、民間医療機関2カ所と環境省が楢葉町役場に設置した移動式検査機器により、受診を促している。

問 放射線管理手帳を配布し、定期的に行政でチェックすべき。

答 (町長) 町民の被ばく防止は最重要課題の一つ。ホットスポットの取残しの確認、線量低減ができない場所の再除染等、適切な措置が必要である。ガラスバッジやホールボディカウンター等を活用した健康調査を継続しながら、対策を進めてまいりたい。

問 放射線管理はより保守的(安全サイド)に考えるべき。

答 (町長) 放射線管理はもとより、一般的にリスクを回避するという意味でも、安全サイドに立って考えるべきである。

要望 放射線にはしきい値がないという論理と1ミリぐらいは安全だという論理もある。環境法や予防原則から考えると、しきい値はないという考えで、安全協定にもAs low asというのがある、そういう視点に立って、厳重な放射線管理を望む。



問 避難から3年目に入り、家の傷みは目を覆うばかり、生活再建するにも先の見えない状況、このような状況下でどのように町民の財産を守ろうと考えているのか。

答 (町長) 町民の財産を守ることは、町長としての使命である、あらゆる必要な対策を講じていく考えである。

問 隣接町では、賠償6分の5一括払い、ある町では、慰謝料35万円と各町村の長が町民の心を持って国へアクションを起こしているが、町長は、賠償問題に対し、どのようなアクションで町民に安心を与えるのか。

答 (町長) 希望する賠償支払いを成立させるには、双葉郡8カ町村長が共通認識を持ち議論を進め、賠償を勝ち取っていくことが大前提。基本的には全損一括で申し入れを続けていく。

問 現在、全損扱いにすべきということで、東電や国へ要望、要請等をしてきたと思うが、国の言うとおりに動いているのではないかと町民は疑っている。

答 (町長) 国等に対し、要望や会議の場で再三発言している。私

の考えは、十二分に理解されていると考えている。

問 去年の9月だと思うが、町長は賠償問題に対し、カードを持っている。賠償問題は、違ったスキームを持って行動したいというようなことを言っていたが。

答 (町長) 植葉として全損一括払いの申し入れ交渉中の話であり、例えばリフォーム、クリーニング等々も賠償の範囲に入ってくるのではないかとということも含め申し入れをしているところである。

問 この賠償問題に対して、町全体で何かアクションを起こすようなことを考えているのか。

答 (生活支援課長) 町としては個々の支援、賠償の支援、法テラスなど弁護士等の紹介等を行うという形で進めていきたい。

問 仮設住宅に、山・川・海・ダム等を除染せずに帰町しては、安全・安心な生活はできないというようなチラシが配布されたが、この思いをどう考えるか。

答 (町長) 国は、平成24・25年度の2カ年で生活圏の除染を実施している。山・川・海・ダム等は、26年度以降に適切な措置を検討するとしている。町としても、生活圏以外の除染は、安全・安心な生活には欠かせないと認識しており、引き続き国へ要望していく。

問 町民が除染に対し不安を抱いている点について、今後、周知する考えはあるか。

答 (町長) 除染問題についても、議会の中で議論をし、町民からも日々苦情や不安等の話を聞いている。広報・タブレット・町政懇談会等々において、周知・質疑を行っていく。

問 除染を実施する各班で違った対応をしていくという話がある。統一した除染作業をするように指導すべき。

答 (放射線対策課長) 各家庭で、敷地や環境などの個別の違いにより対応が違ったように受け取られる。現在、統一基準をつくり、各作業指揮者が指揮をしている。また、そのような意見が寄せられていることも認識している。再度徹底して作業手順を守るよう申し入れをしたい。

問 不手際で農業用ハウスに被害を与えたということだが、その対応は。

答 (町長) 指摘の案件は報告を受けており、現在、環境省、町の担当部署、町民により協議が継続中である。除染作業による苦情・要望等については、引き続き環境省と事業者と連携し、その都度丁寧な説明を行いながら対応したい。

問 除染の請負業者に注意勧告をするとともに、今後このようなことのないようにお願いしたい。

答 (放射線対策課長) 丁寧な説明と住民側に立った、対応をとるよう、JVに申し入れている。



◆保管庫について

問 町長選の公約で、中間貯蔵施設には反対だということで当選したが、その後、保管庫という名称で進められている。保管庫の定義が済し崩し的に国が想定し、計画している中間貯蔵施設へ移行していくように思われるが、それぞれの定義に相当のすれがある。どのように修正していくのか。

答 (町長) 保管庫は、原則、町内で発生する放射性物質を含む廃棄物を保管、処理する施設であり、キログラム当たり10万ベクレル以下の廃棄物を保管する施設である。

構造、安全性は国が言う中間貯蔵施設と同様なものを想定している。

問 先日町長はいわき市・広野町の廃棄物の受入れも検討しなければならないというような発言をしていたが、定義にブレがあるのではないのか。

答 (町長) 基本的には櫛葉のものは櫛葉ということで変わりはないが、相当の町民から受け入れをすべきではないかとの意見があった。

問 当初、国は1か所に保管・管理するということで進めていたが、前町長が平成24年2月に2か所に設置すべきと発言し、そのことで、今、町民の皆さんは悩み苦しんでいる。前町長が敷いたレールを踏襲するのではなく、現町長は中間貯蔵施設は反対というマニフェストを掲げ当選した。自分自身の政治姿勢で別のレールを敷いて進めばよかったのではないのか。保管庫＝中間貯蔵施設ではないのか。

答 (町長) 前町長の発言については正確には知りえないためコメントはできないが、前政権(民主党)において前触れもなく印をつけたものである。国が言う中間貯蔵施設については反対である。

問 保管庫(中間貯蔵施設)が建設されることによって、あらゆるものへの風評被害(生産される農作物の市場価格の低下・資産価値の低下・子供たちが成長していく過程での差別等)、将来的にもマイナス部分が多すぎるが、どのように考えるか。

答 (町長) 迷惑施設であることに変わりはない。だからこそ、今、設置するか・しないかも含め慎重に進めている。

問 4月28日に県の中間貯蔵施設に関する専門会議が開かれたが、町長はこの会議の内容について報告を受けているのか。

答 (町長) 廃棄物・地質・地下水・放射性物質・減容化・交通計画等の専門家からの様々な意見が出されたとの報告を受けている。

問 廃棄物の専門家として、大学教授からは、中間貯蔵の設計からは最終処分場に見えろとの指摘もあったということだがどのように考えるか。

答 (放射線対策課長) 委員の中から、再掘削する工法など細かい説明や資料が足りないため、最終処分場となることが想定される資料になっているとの意見が出されていたとのことである。

問 最初は保管庫として設置されるが、やがては中間貯蔵施設、最終的には最終処分場になってしまうのではと危惧されるが、設置に関する最終判断は町民皆さんの意見を聴いたり、アンケートなどを実施し、判断していただきたいと思うが。

答 (町長) [中間貯蔵施設については]現在、調査段階であり、調査＝建設ではないとの条件で、調査の受け入れをした。いずれ、町民へしっかりした説明をしていかなければならない。このことも踏まえ総合的に判断していきたい。

問 帰還に向けて除染など前向きな形で進めている中で、保管庫・中間貯蔵施設も大事なことだが、町民の早期生活再建のためには、先ずは賠償を優先的に進めるべきではないか。

答 (町長) 非常事態なので、バランスをとって復旧・復興に臨まなければならない。賠償一本では絶対に立ち行かない。賠償を軽く見ているということはないが、現在、賠償も含め総合的にやっているところである。



◆今後復興に向けて増えるであろう除染作業宿舎や他の作業宿舎建設場所の選定要因について

問 帰町住民に与える影響をどのように考えるか。

答 (町長) 住民帰町の妨げにならないよう慎重に判断していく。

問 学校再開の話も出ている中、作業宿舎や知らない作業員がいる町に子供たちを伴って戻りたくないという話も聞こえてくるが。

答 (産業振興課長) 宿泊特例制度に則り、元請事業所である前田JV管理のもと、市町村長が許可するという事で宿舎を設けており、帰町する住民等に支障のない範囲で、十分に調査をしながら許可をしているところである。

問 6号国道が非常な渋滞であるということも踏まえて、(宿舎を設置する)土地の選定はされているのか。

答 (町長) 今後、楢葉以北の除染についても楢葉が拠点となるため、交通整理をしていかなければいけない。町民に迷惑のかからないような施策をとっていききたい。

◆津波被害について

問 災害復興住宅建設や集団移転を望む声が多く聞かれるが、建設に向けての進捗状況は。

答 (町長) 災害公営住宅は、津

波被害により災害危険区域に指定を受けた方に対するもので、町内に4カ所の希望地を選定、建築戸数は37戸を予定している。

問 建設に向けて土地取得は。

答 (建設課長) 財物賠償の関係で地権者に不合理が出るため、用地交渉が出来ない状況である。

◆商業・医療施設について

問 帰町に当たって商業施設や医療施設があることが条件と考えるが、具体的な計画はあるのか。

答 (町長) 既存の医療機関や商業者の事業再開の支援を行い、震災前の姿を取り戻すとともに、復興のモデルタウンとなるよう、国の福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速化事業などを活用し、事業計画策定に取り組んでいく。

要望 商業施設を営むということは、単に補助を出すだけで済まされる問題ではなく、経営計画が立てられないままに安易に答えられるような話ではない。これでは町民が安心して帰れることにはつながらないので、その辺はしっかり対応していただきたい。

問 医療施設は個人病院だけではなく、大野病院、双葉病院などと連携し、北小校舎などの既存施設を補修・活用すべきと思うが。

答 (町長) 1次・2次医療は郡内で、3次医療はいわきでとの考えているが、医師不足などの問題もあり、双葉郡の医師会・歯科医師会等々も踏まえ詰めていかなくてはならないと思っている。

問 全国に呼びかければ医療ボランティアが集まるのではないか

答 (町長) 提案として受け止め検討する。

◆田畑の深耕前と後の放射線量について

問 深耕前後の線量。

答 (放射線対策課長) 現在、除染中であり、まとまっていない。

問 反転耕すべき面積。

答 (町長) 反転耕した農地は無い。深耕農地面積は約600ha。効果は地上1mの空間線量率が比較的高い場所では、除染前時間当たり1.89マイクロシーベルトが除染後0.97マイクロシーベルトに低減されたと報告を受けている。

問 反転耕進捗状況。

答 (町長) 剥ぎ取り土壌5,000ベクレル以上の農地を対象に、今後、上繁岡、大堤周辺の農地6ヘクタールを実施予定。

問 深耕は、どのぐらいの線量になるまで続けられるのか。

答 (放射線対策課長) 時間当たり0.23マイクロシーベルト以下となっているが下がらない場合、26年度以降の除染計画により環境省で検討している。

問 津波被害に遭った田畑では、金属片やガラス片が散乱し、処置しなければ、農地として再生は難しいと思うが。

答 (放射線対策課長) 津波被災地の農地をお持ちの方々に堆積物の除去の承諾をいただく予定。堆積物の除去をするとともに除染ということで、今後対応していきたい。

問 震災後、町内で売買された土地の面積はどのくらいあるのか。

答 (税務課長) 行政以外での土地の動きについては、正確には把握していない。

問 損害賠償等々に絡み今後土地等のトラブル発生が予想されるが。

答 (生活支援課長) 賠償に絡むトラブル等の対策については、広報等により図っていききたい。



◆賠償請求の支援について

問 議会からの、中小企業に対する営業損害賠償を帰町後も引き続き継続することという要望に対し、国の回答は、営業損害は、業種に応じて将来分を含めた数年分（農林業は5年分、その他の業種は3年分）を一括して支払うとしているがこの回答に対する町長の所見は。

答（町長） 原陪審が示した中間指針や、国の賠償基準の範囲内での回答だと思われる。これは被災市町村共通の課題であり丸となって国や東電に要望する必要がある。

問 農業は自営業として5年分の一括賠償が進められている。一般自営業を含む中小企業に関しては、26年2月までとなっており、それ以降明確になっていない。帰町後の一・二年は賠償期間とすべき。

答（町長） 賠償の終期は、中間指針で従来または同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日とされていることから、当面営業賠償は続くものと考えている。

問 中小企業は不安を抱えている。26年度以降も帰町までは賠償されることを広報等で明示すべき、町で考えるスマートタウンへの参加意欲も高まってこない。一步前に足を踏み出せるように対応すべき。

答（町長） 地場の中小企業を支えて

いくという意味でもそのとおりである。そのようなことも踏まえ活動していきたい。

問 復興計画で、損害賠償に係る支援は、きめ細やかな相談、相談機関の紹介、的確な情報の周知とあるが、町民個々では非常に弱い。浪江町のように賠償請求の前面には立たないのか。

答（町長） 浪江町は、賠償増額だけではなく、事故を風化させず東電や国に深く反省させることを目的に行ったと聞いている。本町としては、国民の意識とかい離する形で申し立てをするのではなく、審査会による指針の見直しを国や東電に対して求めていくべきであると考えている。今後も被害の実態に合った一律の賠償はもとより、個別の事情に応じた賠償がなされるよう強く要求していく。

問 私が町民の方々から賠償に関し聞き取りした結果「補償は被害者、加害者が話し合い決定すべき。加害者側の論理で決めてよいのか。原陪審は被害者の現況・現場を知ろうともしていないのでは。審議委員の選定は国が行うのであれば国に傾く。」などの意見が聞かれた。審査には住民代表が参加し実態を知ってもらうよう要求すべき。

答（町長） 審査会が2年数か月たって、初めて現地入りする現状にかなり不満を持っている。審査会の場に意見を入れていくというのは意義のある話である、そのような観点から活動していきたい。

問 財物賠償の現況と今後について

答（町長） 賠償請求が可能な家屋として、資産明細書を送付した件数は約3,360件、東電が家屋等の損害賠償請求書を送付した件数は1,244件と請求対象者の3分の2程度が申請をしていない状況。

町としては東電に対し適切な対応を求めていくとともに、広報紙等による周知に努めていく。

◆町民の生命に係る三次医療について

問 復興計画の中に1次医療、2次医療は述べられているが、3次医療には多く触れられていない。町の3次医療は、いわき市の医療機関に委ねざるを得ない状況。折しもいわき市の共立病院が平成28年供用開始で整備計画を進行中と聞く、医療圏域の変更も含め、連携政策をとるべき。

答（町長） 3次医療は、重要な課題、医療圏域の中では総合磐城共立病院が3次医療機関として位置づけられている。増大する需要に応えるため、医療機関の役割分担と役割に応じた機能の強化を図り、連携を確立して十分な医療が提供できる体制を確保する必要がある。総合磐城共立病院においては、浜通り地方の中核となる新病院を整備することになり、町としても医療体制全般の連携強化に努めていきたい。

問 ドクターヘリは今どこに置いてあるのか。ドクターヘリは緊急医療のためのヘリである。ぜひ双葉広域消防の檜葉分室に常駐化してもらいたい。町民の生命を思うのであれば、そうすべき。

答（副町長） ドクターヘリは福島医大、災害用ヘリは玉川村にある。（町長）県立大野と双葉厚生病院の統合の際、県において輸送用ヘリの予算づけをしたが棚上げとなっている。その予算を有効に活用すべく要望していきたい。

常駐については双葉広域消防署やオフサイトセンターなど運用も考え複合的に訴えていきたい。



◆国の除染について

問 平成24年度の進捗状況及び平成25年度の進捗状況はどのようなになっているのか。

答 (町長) 5月17日現在、平成24年度除染事業の進捗状況は、住宅地で53%、農地で63%、森林で65%となっている。平成25年度除染事業は、作業自体は着手したものの、進捗状況としては、まだ、ゼロ%ということになっている。

問 平成24年度の除染はいつごろ終わるのか。

答 (放射線対策課長) 本来であれば平成25年3月31日が予定であったが、現在、9月末日まで契約が延長されていると聞いている。

問 9月末ということだが、予定どおり終わるのか。

答 (放射線対策課長) 町内各地でほぼ作業が進捗し、9月末までには終了できる見込みである。

事後モニタリング作業は9月末日まで出来るかどうかは国と相談しているところ。

問 平成24年度の除染をした宅地及びその周辺の線量は、除染前と除染後でどのようになっ

ているのか。

答 (町長) 行政区別の平均値は現時点で算出できる状況にはないが、例として下小堀地区の住宅では、地上1mの空間線量率が除染前平均で時間当たり0.45マイクロシーベルトから、除染後では時間当たり0.27マイクロシーベルトへ、また下繁岡地区の住宅では、除染前0.55マイクロシーベルトから、除染後0.34マイクロシーベルトへそれぞれ低減されたことの報告があった。

問 除染の始期終期、前後の線量などを教えてくれない・竹の伐採など作業内容が各個で違うなどの声が聞かれるが。

答 (放射線対策課長) 除染作業の終了したところを再度モニタリングしホットスポットがあった場合、部分的に除染を再度やっている。その中間点で数値を伝えると誤解が生じるため、スムーズな情報開示が行われない印象を持たれている。数字がまとも次第示すよう国等にしっかり要請していく。

また、堆積物を搬出する際に支障となる竹は切らせていただきたいと申し上げる場合があるので、受け手側によって考え方に違いが出るのではないと思われる。基本的には統一されている。

問 復興の第2次計画の中に、平成26年3月に帰町判断をするとなっているが、除染後の状況をどのように踏まえ、どのような基準で判断をするのか。その前に町民意向調査はあると思うが、いつごろ始めるのか。

答 (町長) 先ずは24年度の除染結果やインフラの復旧・整備の進捗、生活関連サービスの見込みなどさまざまな重要項目を総合的に勘案して、平成26年春に判断する。

昨年12月に実施したアンケート結果でも、帰町条件として最も多いのが放射線量の低減で、除染効果は帰町意欲に大きな影響を及ぼすものと認識している。意向調査等々については適時検討して調査を実施していく。

問 24年度の除染結果を見た段階ということは、例えば夏までかかることになれば夏以降になるという理解でよいのか。

答 (放射線対策課長) 帰町判断を遅らせることがないよう、国には評価材料を出してくれと申し入れているところである。

問 6号線ののり面、草刈りはしているが、JRののり面も草を刈るべきだと思うが。

答 (町長) 現在、環境省とJR東日本が詳細な部分を協議中、協議が終了後、JR東日本の立ち会いを経て除染に着手するとの報告を受けている。

◆営農再開について

問 津波災害による農機具等の紛失について、やる気がある若い世代がたくさんいるが支援などはあるのか。

答 (町長) 県、町とともに毎月営農相談窓口を設置し、農業用大型機械導入や営農再開に向けた意向調査・新規就農を考えている団体や個人等を支援できるよう、対応を実施してまいりたい。



◆今後の檜葉町の復興住宅について

問 場所・軒数について。

答 (町長) 津波被災地区の方を対象とし予定しているのは、北田字中満地区のおおそらこども園周辺に10戸、上小塙の国道6号線の西側に5戸、下小塙の檜葉南小学校の北側に12戸、山田浜字シウ神山地内に10戸、合計37戸の戸建てを予定している。

問 土地を探しているということはあるのか。

答 (建設課長) 公営住宅敷地や先の答弁にあった4か所のほか、希望があれば増やす方向で考えている。

問 先ほどの4か所だが、場所が除染廃棄物仮置場の周囲に位置するところの対応は。

答 (建設課長) 現在、希望があった方を対象に調査中である。

問 復興住宅を希望している町民について。

答 (町長) 今後、意向調査を実施し、建築戸数を検討していく。

問 半壊で住めない・財物補償では家が直せないなど、様々な町民がいると思うがその対応は。

答 (建設課長) 地震災害・原子力災害で避難している方は該当。ただし、今回応急修理を実施した方は解除後、家に戻るということで対

象外、それ以外で半壊でも直さなかった方、大規模半壊で壊さなくてはだめな方については該当。

問 復興住宅の家賃・入居制限について。

答 (町長) 家賃は、近傍同種家賃を参考に決定。応能応益方式による家賃低廉化措置や低所得者の負担軽減措置等により、収入によっては5年間は通常家賃の半分程度に減免される見込みである。

また、現在、避難解除準備区域であるため入居制限は、特設設けていない。

問 制限はないということだが、収入があっても入居可能なのか。

答 (建設課長) 避難解除準備区域が解除になると申込の権利がなくなるといわれているが、現在、特設制限はない。

なお、この災害公営住宅は5年過ぎると公営住宅に切りかわる形となっている。

問 復興住宅の福島県内での今年度完成軒数について。

答 (町長) 福島県内では、平成24年度補正分として500戸、平成25年度当初予算分として1,000戸、合計1,500戸を予定。関係機関との協議を行い、場所の選定、用地取得等を進め一日も早く入居できるよう整備を進めると聞いている。

問 帰町希望者は年配の方が多いが、相馬において井戸端長屋という入居者がコミュニティを形成するような住宅が建設されている。当町においても同様のものが必要ではないのか。

答 (建設課長) 高齢者となれば周りでサポートしながら自分もサポートしてもらおうというような方式も当然必要になる。希望があれば建設したい。

問 檜葉町の復興住宅の完成予定について

答 (町長) 平成26年度に建築。その年度末に入居を予定。

◆今後の檜葉町の中間貯蔵施設(保管庫)について

問 現地調査の現在の状況。

答 (町長) 知事が条件つきで現地調査を受け入れたことにより、檜葉町でも国が議会や行政区長会において説明を行い、条件つきで調査の受け入れを表明した。

その後、事前調査に着手、現地調査計画を議会と波倉地区へ説明。しかしながら、説明が不十分な点もあるので、引き続き丁寧な説明を環境省へ求めるとともに、住民の理解をいただきながら、現地調査を進めていきたいと考えている。

問 保管庫の現地調査を踏まえ、町での対応は。

答 (町長) 細部にわたる調査の結果は、専門家の知見をもとに評価され、具体的な全体像が明らかになるものと認識している。その結果を踏まえ、町として施設のあり方について、議会や町民の方々と議論していきたいと考えている。

問 いわき市の除染廃棄物の受け入れについて。

答 (町長) 除染廃棄物の保管・処理については、一貫して町内で発生した廃棄物は町内で保管・処理すべきであり、各自治体にそういった施設が必要であると申し上げてきているが、国からいわき市、広野町の廃棄物受け入れの提案がされている。いわき市との連携は欠かすことができない部分と理解しており、適切な検討をしまいたい。



◆町起死回生（再生）の加速化に

問 商工会の出店・再開、病院の診療再開、Jヴィレッジ・道の駅・老人施設の操業の方向性、労働力の促進と地元での雇用条件として助成する対策、これらの環境整備について。

答（町長）ふるさと檜葉の再生を図る上で、雇用の確保は最重要課題の一つである。町商工会と連携のもと、事業再開への支援に努めていく。

国においても、津波・原子力災害被災地地域雇用創出企業立地補助金制度、ふくしま産業復興投資促進特区による課税の特例制度、新たな特区制度創設の検討など、既存企業の再生や新産業の誘致に向けた支援策を強化し帰還する町民などのための雇用確保に努めていくとのことである。

また、県も避難指示解除準備区域における新規企業の立地を促進するため、企業立地促進計画を定めることとしており、この計画が実効性のあるものとなるように協議・検討を進めていきたい。

問 町を、“檜葉郷・標葉郷”の意を表すように、双葉郡の象徴

として、“集合体”にすべき。

答（町長）将来的な双葉郡のランドデザインとして町村合併は1つの選択肢として議論すべき課題である。

南双葉エリアというようなことを軸として町づくりをし、復興公営住宅等々、双葉郡の受け皿になるべく、檜葉町も復興・復興に進んでいくべきであると考えている。

問 スマートICの開設と寸断されている浜街道、広野一小高線の早期着工と路線の見直しを。

答（町長）町では、本定例会の一般会計補正予算に、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業として、復興インターチェンジの設置や周辺道路の整備に向けた基本設計費を計上している。

今年度も引き続き調査・設計を行い、事業の推進を図る。

問 学校再編の展望と試算は。

答（教育長）南小での再開を進め、今後、保護者等の意向を踏まえながら、統合について検討を進めていきたい。

◆強制的な町政執行は避け、住民意向に沿った柔軟な施策を

問 町民の帰町意思を尊重し、また難色を示されている方々においても支援施策の十分なる対応を。

答（町長）常に町民の意思を尊重し、意見等を十分に踏まえながら、帰町する方も、さまざまな事情によりやむを得ず帰町をしばらく見合わせる方も、同様に檜葉町民として暮らすことがで

きるよう、国に対して必要な措置を要望するとともに、継続的な支援を行っていきたいと考えている。

問 復興計画第2次の策定経過を踏まえ、町民の思いにこたえることができるか。

答（町長）檜葉町では昨年8月の警戒区域再編以降、インフラ復旧工事や国直轄除染作業を本格化させるなどの取り組みを進めている。

また、第1次復興計画を見直し第2次復興計画を策定。

この経験のない未曾有の災害からの復興には、さまざまな課題が山積となっており、これを全て一度に解決は出来ないが、新生檜葉を目指し、実現していくことが我々行政の使命である。

職員とともに全力で町民の思いに応えるべく、業務の遂行に取り組んでいく所存。

問 補償と賠償は帰町宣言で打ち切りか。打ち切られた場合、生活の安定、暮らしの営み、前の見える環境は担保されるのか。

答（町長）今回の原子力災害により国が福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内を警戒区域とした。

檜葉町においては、現在も避難指示解除準備区域として、厳しい避難生活を余儀なくされており、国はその責任において、町民の生活が震災前の水準に達するまで支援することは当然である。引き続き必要かつ十分な対応を求めていく。

開会日：平成25年4月10日(水)・5月24日(金)

【協議事項】中間貯蔵施設（保管庫）の現地調査について（4/10）

保管庫の現地調査について、環境省 水・大気環境局及び中間貯蔵施設チームの担当者から、波倉地区を調査候補地として選定した経緯など書類等による事前調査の結果によるものとの説明があり、この調査が建設を決定するものではないことなどの確認がされました。

会議では、保管庫と中間貯蔵施設の違い・町民の不安を払拭するため最終処分までのプロセスの明確化・放射性廃棄物を各町に分散せず集中的に保管すべき・調査結果の公表などについての質疑が交わされました。



環境省の担当者より説明

【協議事項】中間貯蔵施設（保管庫）の現地調査計画書について（5/24）

先に協議された現地調査について、計画書が策定され、環境省の井上副大臣及び中間貯蔵施設チームの担当者から説明がありました。

内容は住民・議会等への説明を行い、地権者の同意を得た後に地質・環境等の現地調査を実施し、調査結果を基に具体的な提示をする旨の説明があり、平成27年1月の施設供用開始を目途に計画を進めていきたいとのことでした。

会議では、多くの町民が設置に難色を示していることや施設設置による弊害、放射性廃棄物を分散すべきではないなどの設置に反対する意見や候補地選定時の確認、調査と施設受け入れは別件であることなどについての質疑が交わされました。

開会日：平成25年4月25日(木)

【協議事項】桧葉町復興計画〈第二次〉（案）について

町部局より説明



桧葉町復興計画〈第二次〉の素案について、町部局より、第一次計画を基本とし、町民の方々からのご意見などを基に復興推進委員会で改訂された、時期区分の見直しや除染の推進・まちづくり会社の設立・災害に強い人づくり等の追加や変更点の説明を受けました。議員からは、産業や農業に対する要望や意見・町外からの流入・具体策・防災対策・中高一貫・中間貯蔵施設などについての質疑が行われました。

【協議事項】モックアップ施設の整備について

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に係る遠隔操作機器・装置の開発実証施設（モックアップ施設）の整備について、資源エネルギー庁及び日本原子力研究開発機構の担当者より説明があり、実規模レベルで廃止措置に係る技術の試験・開発・研究・訓練等を行う施設で、2014年末頃からの運転開始を目指すとのことでした。



経産省の担当者より説明

【協議事項】福島第一原子力発電所地下貯水槽からの漏えいについて

4月3日から福島第一原子力発電所のNo.1～3地下貯水槽で発生した汚染水の漏えいについて、東京電力(株)福島復興本社の担当者から状況や対応について説明がありました。現在漏えいは止まっており、順次別のタンクへ移送を行うとのことでした。

議員からは、相次ぐ事故により不信感・不安感が積み重なっていくことや抜本的要因の究明及び解決策の早期実施などを強く申し入れました。

5月臨時議会で議決された要項についてお知らせします。

《 会期 平成25年5月24日：1日間 》

平成25年
臨時議会

◆提出された案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

案 件	件 数
専 決 承 認	4 件
平成25年度補正予算	2 件
檜葉町復興計画<第二次>	1 件
計	7 件

平成25年度補正予算

【一般会計予算（第1号）】

歳入歳出予算に108,976千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ8,989,976千円とする。

【下水道特別会計予算（第1号）】

歳入歳出予算に36,800千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ942,800千円とする。

専決承認

【平成24年度一般会計補正予算（第7号）】

歳入歳出予算に5,519千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ2,533,579千円とする。

【平成24年度下水道特別会計予算（第5号）】

歳入歳出予算総額の2,282,800千円の内、歳出予算を補正する。

【檜葉町税条例一部改正】

地方税法改正に伴い、檜葉町税条例の一部を改正。【全員賛成】

【檜葉町国民健康保険税条例の一部改正】

地方税法改正に伴い、檜葉町国民健康保険税条例の一部を改正。【全員賛成】



▲ 5月臨時会（いわき出張所 谷川瀬分室）

檜葉町復興計画<第二次>

【檜葉町復興計画<第二次>の策定】

第一次の復興計画から、時期区分現状に即して見直し、新生ならはの実現に向けた取り組みや土地利用計画をより具体的に示した「檜葉町復興計画<第二次>」を定めるため。【賛成多数：賛成10、反対2】

請願・陳情書を提出される方へ

- 1 請願書には、必ず1名以上の議員の署名、押印が必要です。
- 2 1つの案件ごとに作成してください。
- 3 提出期間は、次期定例会開会（7日前）までです。
- 4 書式は、横書きです。
- 5 添付資料として
 - ・関係地権者の同意書又は連名書
 - ・関係する図面又は位置図
 - ・その他、必要とする資料があれば、添付してください。
- 6 陳情書には、紹介議員は必要ありません。その他については、請願書とほぼ同じです。

〈表紙〉

〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員 氏 名 印

〈本文〉

〇〇〇〇〇に関する請願書

請願の趣旨
何々……………

理由……………
何々……………

平成〇〇年〇〇月〇〇日

檜葉町議会
議長……………様

請願者 住所……………
氏名…………… 印
☎ 〇〇-〇〇〇〇

問い合わせ 手続きについては、議会事務局まで ☎0246 (25) 5561

要望 福島第一原子力発電所の可及的速やかな完全収束を図ること

政府として福島第一原発廃炉に向け東京電力とともに取り組んでいく考え。

東京電力によるトラブルが相次ぎ、対応が後手後手になっており、政府として原因究明と再発防止策の検討を指示。汚染水漏えいに関しては海洋汚染拡大防止に向け指導していく。

放射性物質の分析・研究、遠隔操作機器・装置等の開発・実証の施設整備等、研究開発体制の抜本的強化のため平成24年度補正予算案において850億円を計上。

回答 東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議において廃炉スケジュール前倒しの方向でロードマップ見直しの作業中。



▲福島第一原発（H24.4撮影）

要望 住民帰還の目安となる年間追加放射線量数値を科学的根拠に基づき示し、1mSv/年を達成するまで追加除染を行うこと

回答 3月7日、原子力災害対策本部において「線量水準に応じて講じるきめ細やかな防護措置の具体化について、年内を目途に一定の見解を示す方針」を決定。防護措置の組み合わせを具体的に示すことが必要と考えており、関係省庁が連携し、しっかり対応していく。除染については平成24・25年度の2カ年で実施となっており、全力で取り組んでいく。

要望 医療費の一部負担金の免除措置及び保険料等の減免措置については避難者が以前の生活に戻るまで継続すること

回答 平成25年度も引き続き、免除に要した費用を国が財政支援することとしている。

要望 中間貯蔵施設設置候補地は、住民帰還を妨げる大きな要因であるため檜葉町内への設置は認めない。さらに「最終処分場の法制化」を早急に行うこと

回答 中間貯蔵施設は福島除染推進には必要不可欠。設置に当たっては地元との議論を深めていくのが重要と考えており、意見を聞きながら理解が得られるよう努力していく。

最終処分については、幅広い意見を聞きながらじっくり考えていく。



調査候補地（環境省資料より抜粋）

要望 国において一方的に廃止した、出産育児一時金について、制度を再開し支給を行うこと

回答 出産一時金は保険料で賄うのが本来だが、保険料負担が急激に増えることがないよう、市町村国保に対し暫定的に国庫補助を行ってきた。激変緩和の観点から国庫補助を段階的に引き下げ、平成24年度からは本来の費用負担となり、国庫補助を廃止した。

被災地では医療費の増加や保険料収入の減少により国保財政の状況が悪化。1人当たりの医療費増加に伴う財政負担が3%以上となっている保険者の負担増分の8割を国が財政支援するほか所得水準の低い保険者への財政支援を増額する仕組みなどを通じ被災地を支援していく。

少子化対策担当に対し、提出した要望書への回答がありましたので、お知らせします。

【要望書回答日：平成25年5月7日付】

要望 立入する住民のための円滑な避難道路の確保及び復旧・復興に向け早急に国・県道の整備を図るとともに、常磐道やJR常磐線を早期に開通させること

【国・県道の早期整備について】

国道6号線の整備は、現在、常磐バイパス4車線化と久ノ浜バイパスの事業が進められている。福島県が管理する道路に対しては、国として社会資本整備総合交付金等により支援しているところである。

【常磐自動車道の早期整備について】

常磐自動車道については、6月末までに除染完了予定。復旧工事は除染と並行し着手、一部区間を除き平成26年度までの供用を目標としている。



▲常磐自動車道（H25.7撮影）

【JR常磐線の早期開通について】

浜吉田～相馬間は平成29年運行開始を目指し来年春頃に工事着手予定。また、竜田～広野間は住民帰還にあわせ早期復旧できるよう対応する。



▲鉄道（H25.7撮影）

【避難道路の確保について】

福島復興再生総局に即する市町村連携チームを中心に具体的なニーズを伺いながら、どの様な対応ができるか検討していく。

要望 檜葉町での学校再開に向け最大限努力しているところであるが、国においてもJFAアカデミーの再開を含め、檜葉町内に世界に先駆け除染・廃炉技術に特化した国立の中高一貫教育施設を緊急整備し、開学すること

JFAアカデミー福島について、日本サッカー協会は福島県で環境が整い次第、福島県に戻す予定であると聞いている。

双葉郡内の教育復興に関しては、現在、郡内の教育長・福島県教育長・国(文部科学省・復興庁)等が参加し「福島県双葉郡教育構想に関する協議会」で検討が行われているところ。帰還後の生徒の学びの場確保についても主要テーマの1つとなっており、この協議会の意見等を踏まえ、双葉郡内の教育復興支援について検討していく。



▲Jヴィレッジ（震災前）

要望 町災害復興事業の加速化支援と十分なる予算措置を講ずること

平成25年度予算等で措置した「地域の希望復活応援事業（原災避難区域等帰還・再生加速化事業）」において、檜葉町においても4月1日から当該予算を活用し、タブレット端末を活用した住民への情報提供、一時帰宅住民に対する交通手段（バスの運行）の提供、一時帰宅者向けの町内公共施設（しおかぜ荘）の無料開放などを実施している。引き続き住民帰還に向けた取り組みを支援していく。

議会から内閣府・復興省・環境省・経済産業省・文部科学省・国土交通省・少子化対策担当に対し、提出した要望書への回答がありましたので、お知らせします。

要望 財物賠償は第一原発事故が現在進行形であること、第二原発の潜在的リスクを考慮し、他の立地町と同等な賠償を早急に行うこと

要望 長期避難で劣化した家屋等の修復費用は、財物賠償の枠外であり、国の責任で東京電力に特別追加賠償の勧告を行うこと

回答 区域見直しに伴う賠償については、損害に応じた賠償という性質上、それぞれの区域に課せられた制限に応じ賠償を行う。土地・建物については、中間指針第二次追補等を踏まえ、避難指示解除時期に応じた賠償がなされる。また、避難等により管理ができない状況下で発生した修復費用等が財物賠償額を超える場合、事故発生直前の建物時価評価額を上限とし、その超過分を含めて支払う。

東京電力には引き続き被害者個別の具体的な事情を伺い丁寧な対応を指導していく。

要望 原発事故以来、再生エネルギーの課題がクローズアップされているが、福島再生の一環として、楡葉町一円においてエコタウンのモデル化を実現するよう早急に対策を講ずること

回答 現在、福島県沖での世界最大級の浮体式洋上風力発電の実証事業、防災拠点に対して再生可能エネルギー・蓄電池を組み合わせた設備の導入支援事業を実施している。風力発電事業においては関連産業工事等により雇用の創出が見込まれる。また、平成25年度当初予算において、福島県内の再生エネルギーの取組として、福島県における次世代エネルギー技術開発への助成、再生可能エネルギー発電を体験できる施設への助成などの支援を行う。これらの施策により、福島県の再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け取り組んでいく。

要望 中小企業に対する賠償について、楡葉町は避難指示区域の解除後相当期間までとなっているが、帰町後も引き続き賠償を継続すること

回答 楡葉町の営業損害については、業種に応じ将来分も含めた数年分（農林業5年分・その他の業種3年分）を一括支払いすることとしている。また、帰還し営業を再開する場合は合理的な範囲で再開費用を賠償することとしている。さらに、対象期間経過後も風評被害がある場合には賠償対象となる。



▲要望活動（内閣）



▲要望活動（復興庁）



▲要望活動（環境省）

議会のうごき

日	3 月
12 ┌ 18	第2回3月檜葉町議会定例会
13	檜葉中学校卒業式
19	あおぞらこども園卒園式
22	檜葉南北小学校卒業式
25	双葉地方町村議会議長会要望活動 (檜葉町、福島市)
29	辞令交付式
31	福島支援全国消防派遣隊発隊式(檜葉町)
日	4 月
1	辞令交付式 議会運営委員会
3	檜葉町きずな再生電子回覧板事業 オープニングセレモニー
6	あおぞらこども園入園式
8	檜葉小中学校入学式
10	檜葉町議会全員協議会
11	要望活動(東京都)
12	東日本大震災並びに原子力災害に関する 特別委員会視察研修(埼玉県、茨城県)
21	檜葉町消防団春季検閲式(檜葉町)
25	檜葉町議会全員協議会
28	虎の尾桜野点茶会(会津美里町)
日	5 月
8 ┌ 10	東日本大震災並びに原子力災害に関する 特別委員会及び原子力発電所安全 対策常任委員会視察研修(青森県)
14	双葉地方町村議会議長会議(広野町) 双葉地方町村長・議会議長意見交換会
15	東電福島第一原発事故被災市町村議 会連絡協議会役員会(福島市)
16	双葉地方広域市町村圏組合議会保健 福祉常任委員会(広野町)

日	5 月(つづき)
17	議会運営委員会
20	亀岡政務官・浜田復興副大臣との意 見交換会(広野町) 双葉地方広域市町村圏組合議会消防 厚生常任委員会(広野町)
21	双葉地方広域市町村圏組合議会総務 常任委員会(広野町)
22	福島県原子力発電所所在町協議会 (郡山市)
24	第3回5月檜葉町議会臨時会 檜葉町議会全員協議会
25	檜葉小学校春季大運動会
27	双葉地方広域市町村圏組合議会定例 会(広野町) 双葉地方土地開発公社理事会 (広野町)
28 ┌ 29	全国町村議会正副議長研修会 (東京都)
29	全国原子力発電所所在市町村協議会 総会(東京都)
31	東電福島第一原発事故被災市町村議 会連絡協議会代議員総会(福島市)
日	6 月
2	波倉地区住民説明会
5	議会運営委員会
6	福島県町村議会議長会定期総会 (福島市) 双葉地方町村議会議長会議長・事務 局長合同会議(福島市)
10	合同委員会
12 ┌ 14	第4回6月檜葉町議会定例会

東日本大震災並びに原子力

除染廃棄物の減容化処理施設の調査

【調査日：平成25年4月12日】

除染廃棄物の減容化にあたり、放射性物質の除去技術について、実証研究を行っている亜臨界水熱爆砕処理実証施設（埼玉県滑川町）の調査を行いました。

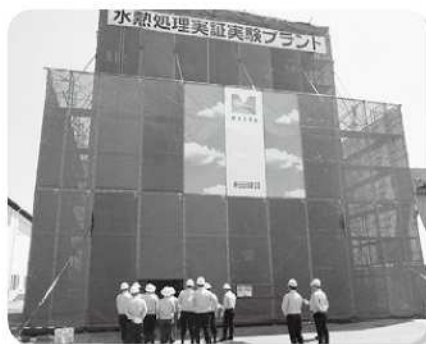
施設ではセシウムの除去が困難とされる物質からの亜臨界水熱爆砕処理による除去試験やゼオライトブロックによる水の除染方法などの説明を受け、実証プラント等を視察。亜臨界水熱爆砕処理技術については、安全性やコスト面で有効性は認められましたが、焼却炉などと

比べ減容化率が低いなどの課題も確認されました。また、ゼオライトブロックによる水の除染方法などについては、他の技術と併用した場合の検証についての提案を行いました。

この調査から、除染廃棄物減容には、この様な先進的技術の実証等を推進し、より効果的な減容化技術の早急な実現に取り組む必要性が感じられました。



▲減容化処理後の成果物を確認



▲亜臨界水熱爆砕処理プラントを視察

焼却灰の溶融装置の調査

【調査日：平成25年4月12日】

放射性物質が含まれる焼却灰の処理について、減容化及び放射性物質の除去技術の調査のため、エマルジョン燃焼式表面溶融装置による実証現場（茨城県稲敷市）の視察を行いました。

装置は溶融炉による熱分解により、焼却灰に含まれる放射性物質を除去し、ガラス固化することで減容化を図



▲実動レベルの溶融装置の調査



▲稼働中の溶融炉を視察

るもので、現場において、稼働中の溶融装置を視察し溶融過程と処理後の溶融スラグを調査しました。

この結果、添加剤の種類によってはセシウムに対し高い除去率を示すことなどが確認され、焼却灰の処理に関して一定の有効性は認められましたが、処理能力及び減容化率の向上や装置運用に伴い二次的に発生する放射性廃棄物の検証など実用には更なる実証・研究が必要であることも認められました。

災害に関する特別委員会

使用済み核燃料の処理及び中間貯蔵に関する調査

【調査日：平成25年5月8日・9日】

原子力発電所廃炉を進めるにあたり、国の方針となっている使用済み核燃料のリサイクル処理について、その過程と現状の把握及び正確な知識を得るため、現在、事業が進められている施設の調査を実施しました。

併せて、低レベル放射性廃棄物の保管に関し、適正な保管方法等について、保管が行われている現場の視察調査も行いました。

調査は、リサイクル燃料貯蔵施設（青森県むつ市）・原子燃料サイクル施設（青森県六ヶ所村）・フルMOX燃料原子力発電所建設現場（青森県大間町）の3か所で実施しました。



▲建設中のリサイクル貯蔵施設を確認



▲MOX燃料原子力発電所建設現場の視察

原子力発電所から出た使用済み核燃料は、リサイクル燃料貯蔵施設並びに原子燃料サイクル施設に再処理が行われるまでの間一時的に保管。その後、再処理工場において処理され、取り出されたウランやプルトニウムは、MOX燃料などに加工され、フルMOX燃料原子力発電所などで再利用する計画であるとのことでした。

再処理後に発生した高レベル放射性廃棄物は、高レベル放射性廃棄物処理センターで中間的に貯蔵され、最終的には地層処分（ニューモ等）が行われる予定であることなど、使用済み核燃料の処理計画について確認を行いました。現状としては、貯蔵事業のみ運用が行われ、再処理等の事業は、2016年の竣工に向け建設などが進められている状況であることが確認されました。

この調査において、最終処分地が選定されていないことや建設中の原子力発電所では、避難経路やオフサイトセンター等の計画が充分なされていないなどの課題も認められました。また、調査施設において福島県の原子力発電所からの放射性物質等の受入れ方針は未定となっていることも確認されました。

中間貯蔵については、原子燃料サイクル施設で実施されている、低レベル放射性廃棄物埋設保管現場の視察調査を実施、取り扱う廃棄物の線量に差はあるものの、安全基準や管理保管方法等について、参考となる貴重な見識を得ることが出来ました。



▲低レベル放射性廃棄物埋設施設を調査

福島県町村議会議長会より 自治功労者表彰がありました



山内 左内 議員



永山 広男 議員



松本 清恵 議員

平成25年6月6日に開催された福島県町村議会議長会定期総会において、永年功労のあった町村議会議員に対し、自治功労者表彰が授与されました。

檜葉町議会からは、議員として11年以上在職し、地方自治進展に功労があったとして、下記の方々が表彰されました。

栄えある表彰、心よりお祝い申し上げます。

《受賞者》

◎ 山内 左内 議員、永山 広男 議員、松本 清恵 議員 の3名です。

平成25年9月定例会は、9月中旬開会の予定です。

※なお、議員改選後の初議会は9月2日（月）開会予定。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

● 場 所

檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室 2階 会議室
（いわき市平谷川瀬1丁目1-1）

《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局

Tel : 0246-25-5561

Fax : 0246-25-5564

